

事 務 連 絡  
平成 21 年 5 月 8 日

(関係航空会社) 殿

航空局 監理部  
航空安全推進課長

海外からの帰国における検疫態勢への協力について

標記については、4月28日付け航空局長通達により、検疫所が実施する措置に対する協力をお願いしているところですが、検疫所も態勢を増強し到着旅客の増加に対応しております。

各航空会社におかれましても、円滑な検疫の実施のため、到着前の航空機内において旅客に対し質問票の配布等ご協力頂いているところですが、今般あらためて厚生労働省から別添のとおり依頼がありました。

各航空会社におかれましては、機内での有症者の把握を徹底するとともに、旅客に対し、到着までの間に航空機内で質問票の記入を行うよう機内アナウンス等を実施することにより、検疫時間の短縮にご協力方よろしくお願い致します。

別添： 新型インフルエンザに対する検疫の強化について  
(平成21年5月7日食安検発第0507002号)

担 当 航 空 安 全 推 進 課 TEL 03-5253-8111(代) 03-5253-8696(直) 平野(内48164)、松澤(内48179)
--

食安検発第 0507002 号  
平成 21 年 5 月 7 日

国土交通省航空局監理部  
航空安全推進課長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部  
検疫所業務管理室長  
(公印省略)

新型インフルエンザに対する検疫の強化について (依頼)

日頃より、検疫業務にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、WHOによるフェーズ4及び5が宣言されたことに伴い、現在、各検疫所では、「水際対策に関するガイドライン」及び「検疫に関するガイドライン」に基づき、関係機関と連携し検疫強化を実施しているところです。

既に各航空会社には健康状態質問票の機内搭載・配布等についてご協力をお願いしているところですが、より円滑な水際対策が講じられるよう、下記事項につきまして、ご協力を仰ぎたく、ご配慮のほどお願い申し上げます。

記

- ・健康状態質問票の機内への事前搭載。
- ・機内アナウンス等による、現在実施している検疫体制についての説明。
- ・健康状態質問票への記載徹底の要請。
- ・機内での有症者の把握徹底と、それに伴う検疫法第6条で規定する検疫前の通報。